

公示公告

次のとおり見積合わせを実施します。

令和 7 年 9 月 3 日（水）

支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男

1 業務内容

- (1) 業務名 堯然親王墓ほか石塔写真測量事業
- (2) 業務名よみ ぎょうねん しんのう ぼ ほか せきとう しゃしん そくりょう じぎょう
- (3) 石塔所在地 京都府京都市東山区三十三間堂廻り、同市左京区一乗寺葉山町
- (4) 業務内容 宮内庁の仕様書による。
- (5) 履行期限 令和 8 年 3 月 13 日（金）

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 内閣府における令和 7・8 年度測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格において「測量」の A、B 又は C の等級に格付けされた者であること。
- (4) 宮内庁における指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 文化財に対する地上写真測量の経験を有する者であること。
- (6) 見積合わせ説明書及び仕様書等（以下「説明書等」という。）を熟読した上で、宮内庁の要求する必要書類を提出した者であること。

3 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

(1) 契約条項を示す場所

〒100-8111 東京都千代田区千代田 1-1（皇居内）

宮内庁書陵部陵墓課陵墓管理係

電 話 03-3213-1111（代）（内線 3462）

E-mail ryoubo_info@kunaicho.go.jp

(2) 問い合わせ先

〒100-8111 東京都千代田区千代田 1-1（皇居内）

宮内庁書陵部陵墓課陵墓調査室

電 話 03-3213-1111（代）（内線 3465）

E-mail ryoubo_info@kunaicho.go.jp

4 見積書提出方法等

- (1) 説明書等は宮内庁ウェブサイトよりダウンロードすること。
- (2) 見積合わせ参加希望者は、3-(2)の問い合わせ先へ事前に連絡の上、宮内庁で定める見積書様式を受領し、提出すること。
- (3) 見積書提出期限 令和7年9月25日(木)11時00分
- (4) 見積書提出場所 3-(2)に同じ

5 契約の相手方の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって見積もった者を契約の相手方とする。

6 その他

- (1) 見積書提出者は、説明書等を熟読し、見積書等を作成すること。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 宮内庁への出入門は、徒歩の場合は北桔橋門とし、車両の場合は桔梗門又は乾門とする。
いずれも皇居入門手続きがあるので、時間に余裕をもって入門すること。

堯然親王墓ほか石塔写真測量事業 見積合わせ説明書

上記件名に係る見積合わせは、随意契約を前提とし、関係法令及び本説明書によるものとする。

- 1 公示日 令和 7 年 9 月 3 日（水）
- 2 契約担当官等
支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男
- 3 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 4 履行期限 令和 8 年 3 月 13 日（金）
- 5 成果品納入場所 支出負担行為担当官の指定する場所
- 6 参加資格等
 - (1) 昭和 22 年勅令第 165 号予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
 - (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和 7・8 年度内閣府測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格において「測量」の A、B 又は C の等級に格付けされた者であること。
 - (4) 宮内庁における指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (5) 文化財に対する地上写真測量の経験を有する者であること。
 - (6) 下記ア～エの資料を、直接、配送又は E-mail により、7－(1)に記載する担当室に提出すること。いずれの場合も、令和 7 年 9 月 25 日（木）11 時 00 分必着とする。
 - ア 6－(3)の資格審査結果通知書の写し

イ 文化財に対する地上写真測量の実績表（過去５年間）

※実施年度、発注元、対象文化財所在地、対象文化財名、作業内容等を明記すること。

ウ 業務に使用する機械器具の調書

※標定点及び検証点の設置に用いる機器、測量用写真の撮影に用いるカメラ、3D モデルの作成に用いるソフトウェアを明記すること。

エ 業務に従事する技術者の経歴書

※氏名及び所有する資格（測量士、測量士補、写真撮影専門技術資格）を明記すること。

(7) 6－(6)において示した提出資料に関して支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 問い合わせ先・書類提出先

(1) 〒100-8111 東京都千代田区千代田 1-1 (皇居内)

担当室：宮内庁書陵部陵墓課陵墓調査室

電話番号：(代表) 03-3213-1111 (内線) 3465

E-mail ryoubo_info@kunaicho.go.jp

(2) 問合せ期限：9月22日(月)14時00分

(3) 問合せ回答：9月24日(水)14時00分までに回答する。

(4) 見積合わせ説明書及び仕様書等（以下「説明書等」という。）に関する問い合わせは、E-mailによるものとする。

8 現地の事前確認について

(1) 合同での現地説明会は実施しない。

(2) 希望する者は、事前に現地を確認することができる。現地の事前確認を希望する者は、7に記載する担当室に申し出ること。ただし、申し出にあたっては、現地を担当する陵墓職員と日程を調整する必要があるため、希望日に対して余裕をもって行うこと。

9 見積合わせに付する事項

(1) 見積書提出希望者は、7-(1)に記載する担当室へ事前に連絡の上、宮内庁様式の見積書をデータにて受領し提出すること。

- (2) 見積書提出期限 令和7年9月25日(木) 11時00分
- (3) 見積書には、業務に要する一切の経費を含めた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)を記載すること。
- (4) 見積書は所定の様式のとおり封入し、7-(1)に記載する担当室へ持参又は配送(配送の場合は9-(2)に記載した期限までに必着)すること。

10 見積書の無効

次に掲げる者のした見積りは無効とする。

- (1) 6において示した参加資格のない者のした見積り
- (2) 6-(6)において示した提出資料に虚偽の記載をした者のした見積り

11 契約の相手方の決定

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって見積もった者を契約の相手方とする。ただし、その参加者の見積価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又は、その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積もった外の者の内で、最低価格を見積もった者を契約の相手方とする。
- (2) 契約金額は、見積書に記載された当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (3) 同額の見積書を提出した者が二人以上あるときは、別途指定する日時においてくじを引かせ、契約の相手方を決定する。

12 契約書作成

契約書又は請書の作成を要する場合がある。

13 支払方法

成果品納入後、検査に合格した後、適法な代金の支払請求書を受けた日から 30 日以内に、指定の銀行口座に、官署支出官から振込によって支払う。

14 その他

- (1) 見積書提出者は、説明書等を熟読し、見積書等を作成すること。
- (2) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 宮内庁への出入門は、徒歩の場合は北桔橋門し、車両の場合は桔梗門又は乾門とする。いずれも皇居入門手続きがあるので、時間に余裕をもって入門すること。
- (4) 見積書提出者は、見積書の提出をもって、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議）を踏まえた人権尊重の取り組みに努めることに誓約したものとする。

※『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100449993.pdf>

〈参考 見積合わせまでのスケジュール〉

9 月 22 日（月）	14 時 00 分	説明書等に関する問合せ期限
9 月 24 日（水）	14 時 00 分	説明書等に関する問合せへの回答期限
9 月 25 日（木）	11 時 00 分	見積合わせ参加資格審査書類の提出期限
9 月 25 日（木）	11 時 00 分	見積書提出期限
9 月 25 日（木）	14 時 00 分	見積合わせ

仕 様 書

- 1 件名 堯然親王墓ほか石塔写真測量事業
- 2 場所 京都府京都市東山区三十三間堂廻り（石塔①・②・③）
京都府京都市左京区一乗寺葉山町（石塔④）
- 3 期間 自 契約締結日 至 令和8年3月13日
- 4 事業主体 宮内庁
- 5 内渡金 なし
- 6 官給材 なし

7 要旨

- (1) 本事業は、次の各石塔を写真測量し、平面図及び立面図を作成するものである。

石塔① 堯然（ぎょうねん）親王墓（石柵付き無縫塔＋階段）

無縫塔 総高：約 2.7m 基壇幅：約 4.5m 石柵高：約 1.0m
階 段 幅 ：約 0.8m 奥 行：約 0.6m

石塔② 堯恕（ぎょうじょ）親王墓（石柵付き無縫塔＋階段）

規模は石塔①に同じ。

石塔③ 堯延（ぎょうえん）親王墓（石柵付き無縫塔＋階段）

規模は石塔①に同じ。

石塔④ 元瑤（げんよう）内親王墓（石柵付き宝篋印塔＋拝石）

宝篋印塔 総 高：約 3.6m 敷石幅：約 2.8m
敷石奥行：約 3.2m 石柵高：約 1.2m
拝 石 幅 ：約 2.0m 奥 行：約 1.8m

- (2) 縮尺は、1/10 で、平面、正面及び当庁の指定する側面（以下「指定側面」という。）の、計3面を図化すること。

8 納入成果品

前項に掲げた各石塔について、成果品として次の電子データ一式を納入すること。

- (1) 完成原図データ 一式①…AI 形式
- (2) 完成原図データ 一式②…PDF/A 形式
- (3) 縮小原図データ 一式①…AI 形式
- (4) 縮小原図データ 一式②…PDF/A 形式
- (5) 3D モデルデータ 一式…OBJ 形式 (MTL 形式及び JPG 等の画像形式のテクスチャデータを含む)
- (6) 現況写真データ一式…JPG 形式
- (7) 測量用写真データ一式…JPG 形式
- (8) 基準点等測量計算簿データ…PDF/A 形式

9 仕様

- (1) 石塔の写真測量に関する一般的事項は「石塔写真測量共通仕様書」による。
- (2) 石塔①～③については塔身で隠れる反花座の平面、石塔④については笠で隠れる基礎及び反花座の平面も図化すること。
- (3) 石塔に石燈籠・石標・花立が近接する場合は、平面図にそれらの基部の輪郭を描画すること。
- (4) 塔身の正面及び背面の銘文は、細密彫刻箇所として別途測量用写真の撮影及び3Dモデルの作成を行うこと。
- (5) 完成原図及び縮小原図のレイアウトは、別紙の見本を標準とする。
- (6) 成果品は、宮内庁書陵部陵墓課（東京都千代田区千代田1-1）に納入すること。
- (7) 成果品の電子データは光学ディスクを用いた納入を原則とする。

10 現地打合せ及び現地検査

- (1) 事業開始直後に、現地において、請負業者と陵墓課職員とで打合せを実施する予定である。
- (2) 事業終了までに、現地において、請負業者立会のもと、3日間の検査を2度実施する予定である。
- (3) 現地における打合せ及び検査の日時は、事業の進捗状況等を踏まえて、当庁が指定する。

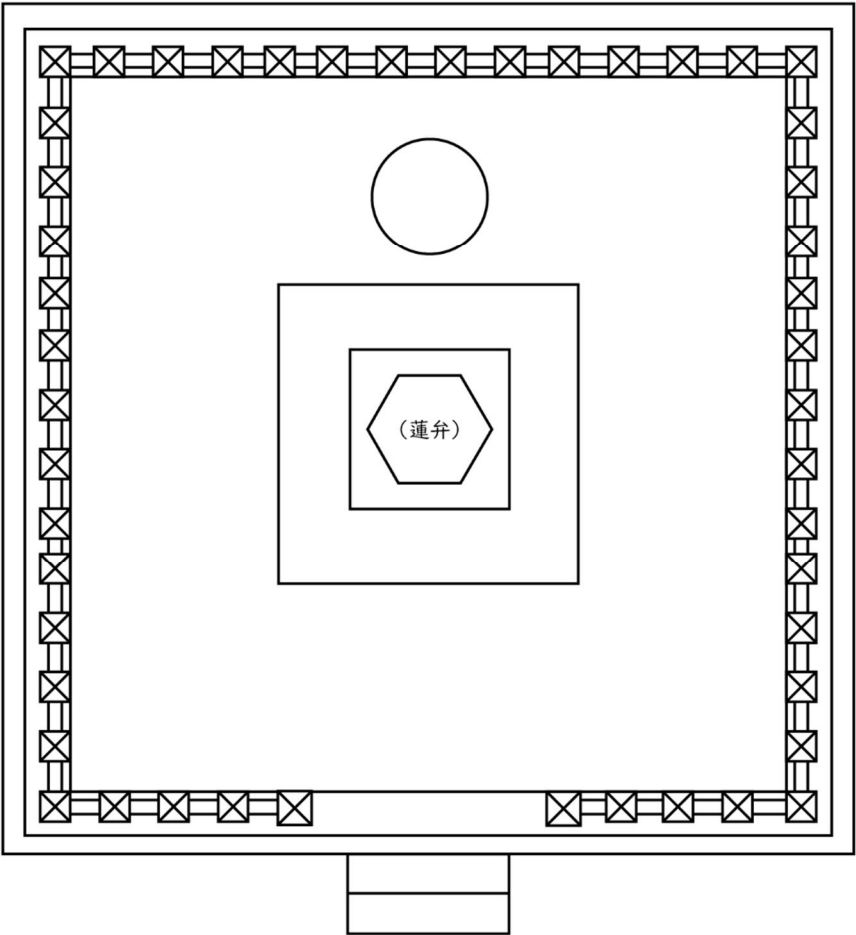
II その他

- (1) 事業の遂行に車両を用いる場合は、請負業者自ら駐車・駐輪場を確保すること。
- (2) 石塔所在陵墓地内で作業を行わない日に、当該陵墓地内に機材を留置しないこと。

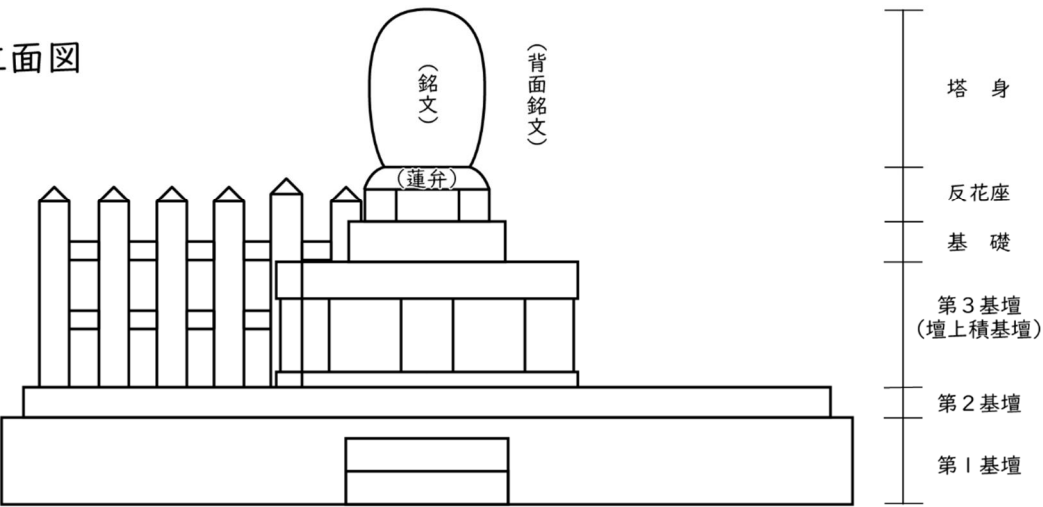
以上

対象石塔資料Ⅰ 石塔①～③概略図（縮尺約 1/40）

平面図

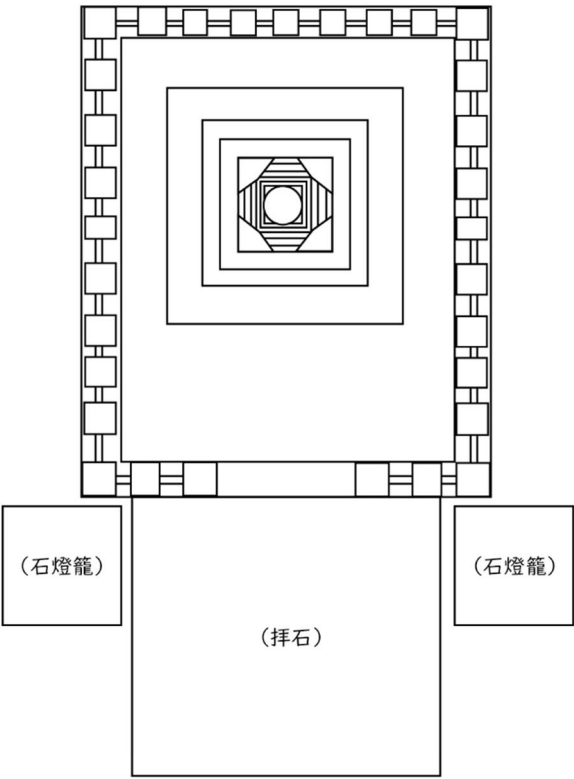


立面図

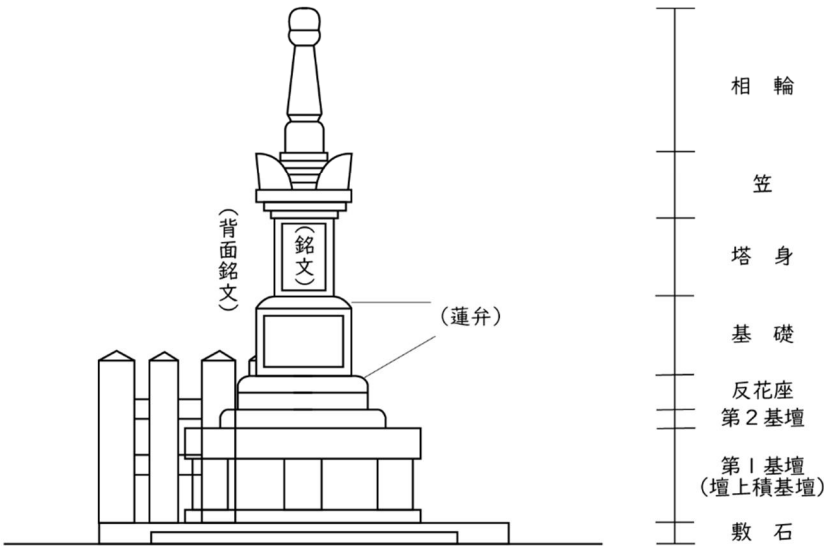


対象石塔資料 2 石塔④概略図（縮尺約 1/50）

平面図



立面図



対象石塔資料3 石塔①・②現況写真

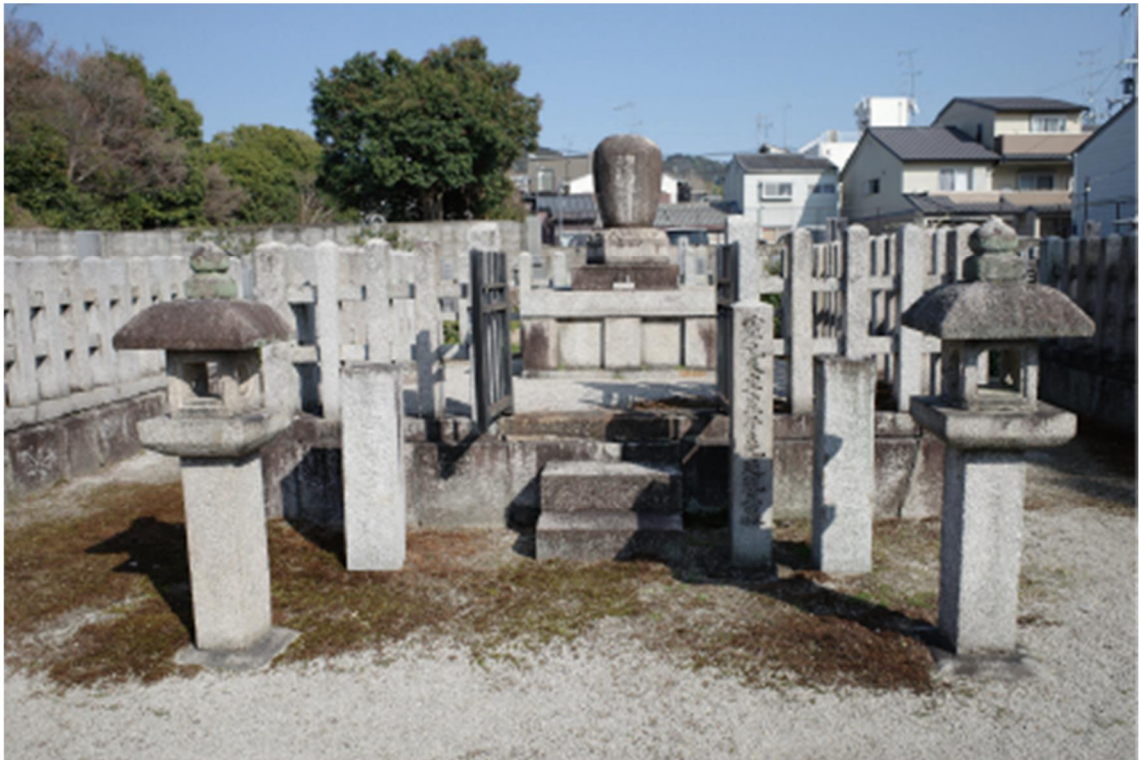


石 塔 ①



石 塔 ②

対象石塔資料 4 石塔③・④現況写真

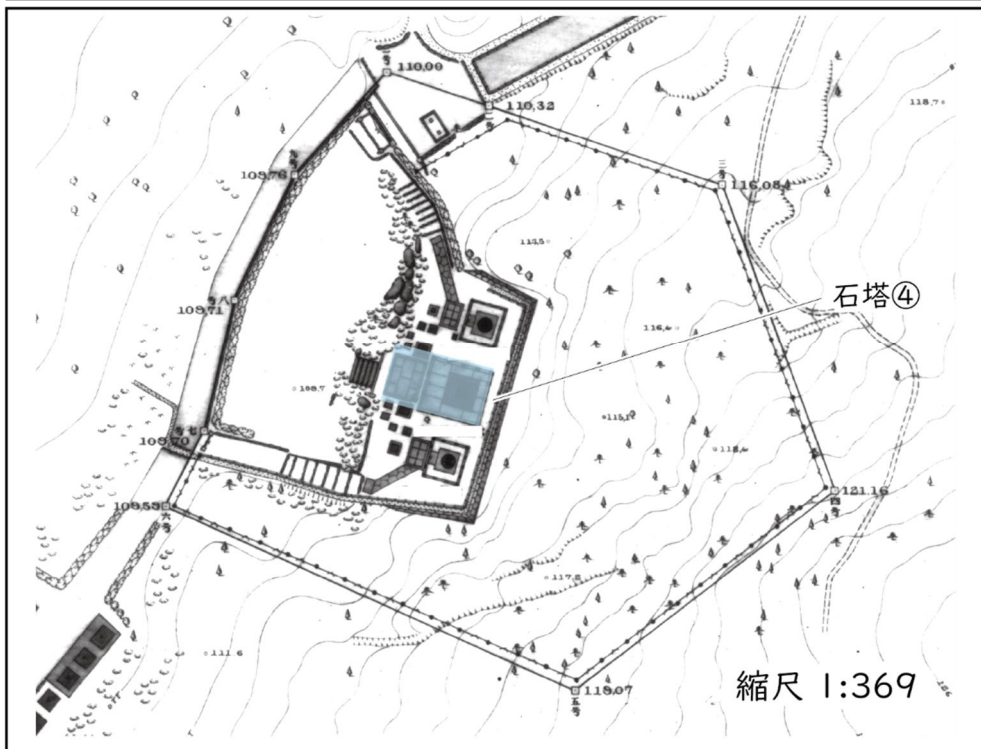
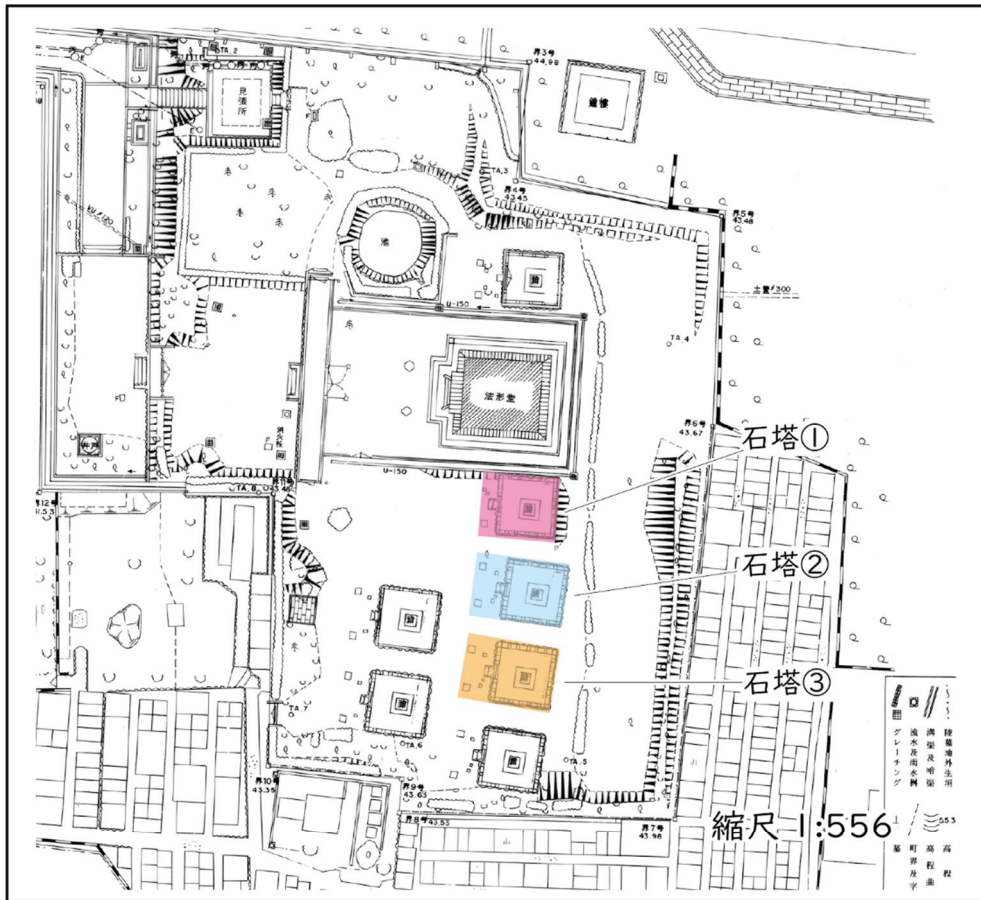


石 塔 ③



石 塔 ④

石塔所在地資料 | 石塔所在陵墓地圖



石塔所在地資料 2 石塔所在陵墓地位置図

石塔①～③



※現地は京阪電車七条駅から東へ道のりにして約 700m。

J R 京都駅から東へ道のりにして約 1.3km。

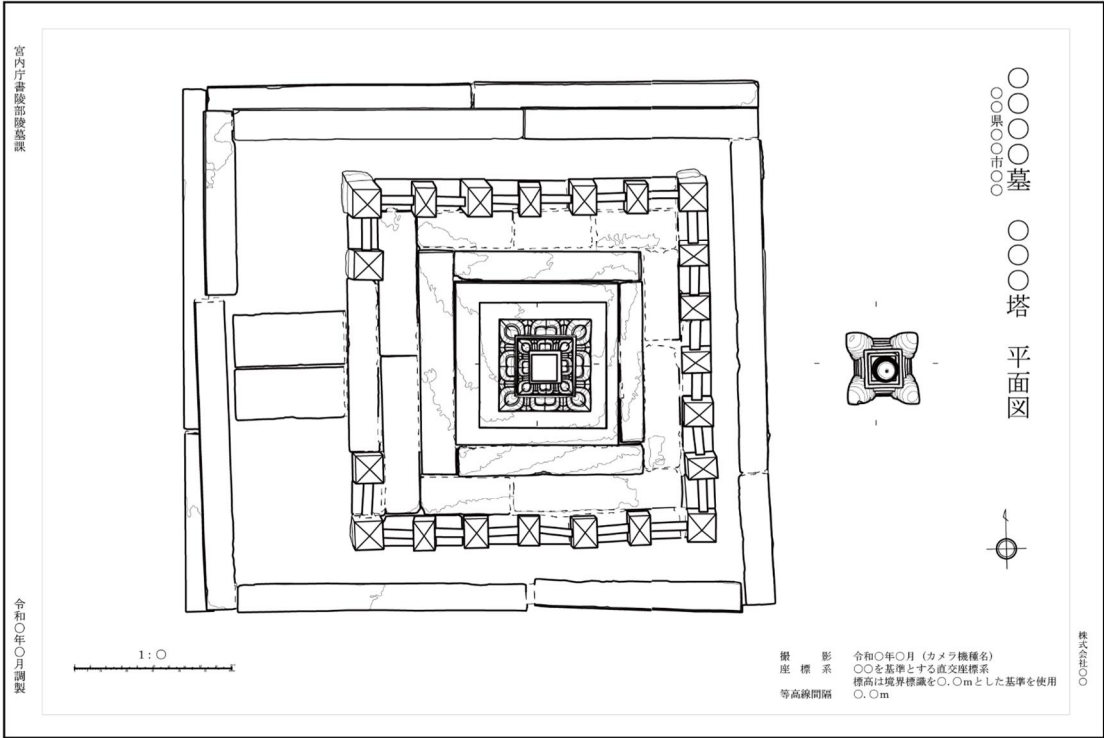
石塔④



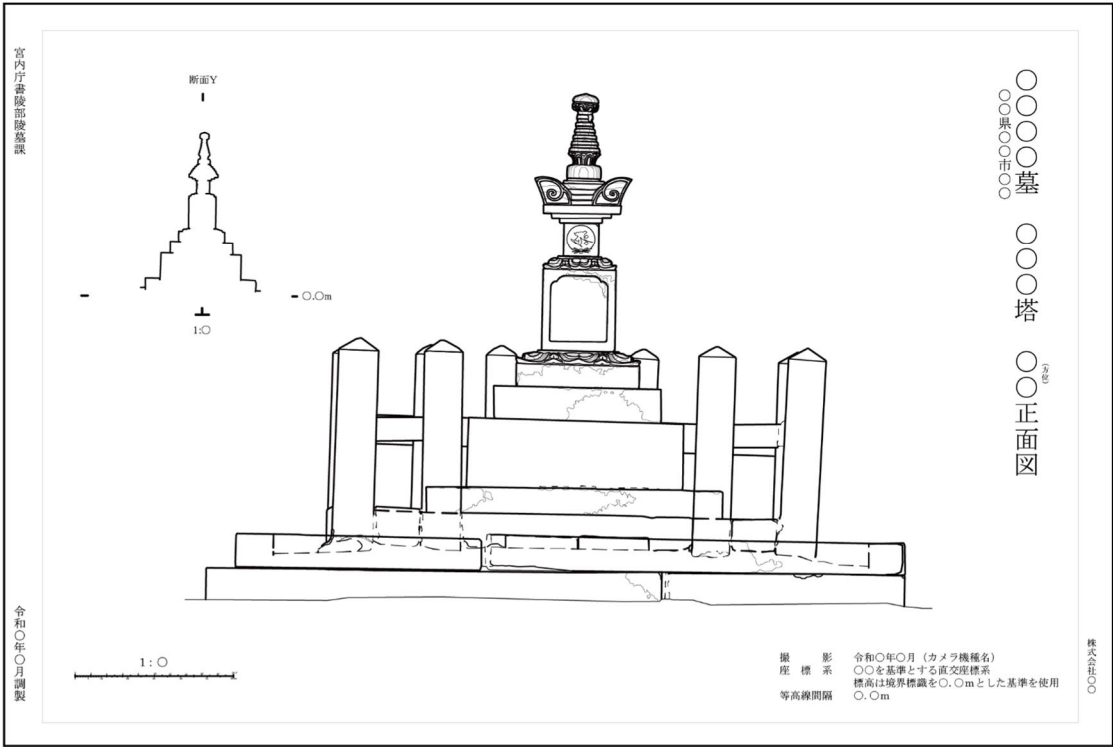
※現地は叡山電鉄修学院駅から東へ道のりにして約 1 km。

道路の混み具合にもよるが、J R 京都駅から車でおよそ 35 分程度。

成果品見本 I

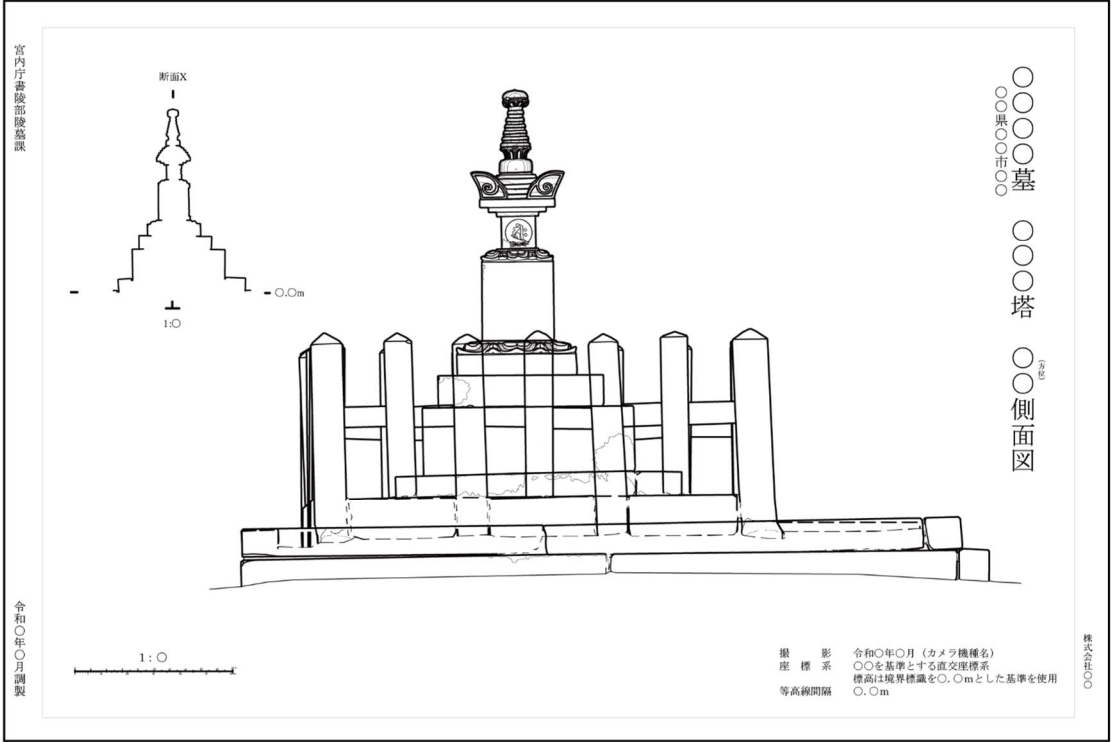


完成原図 平面図

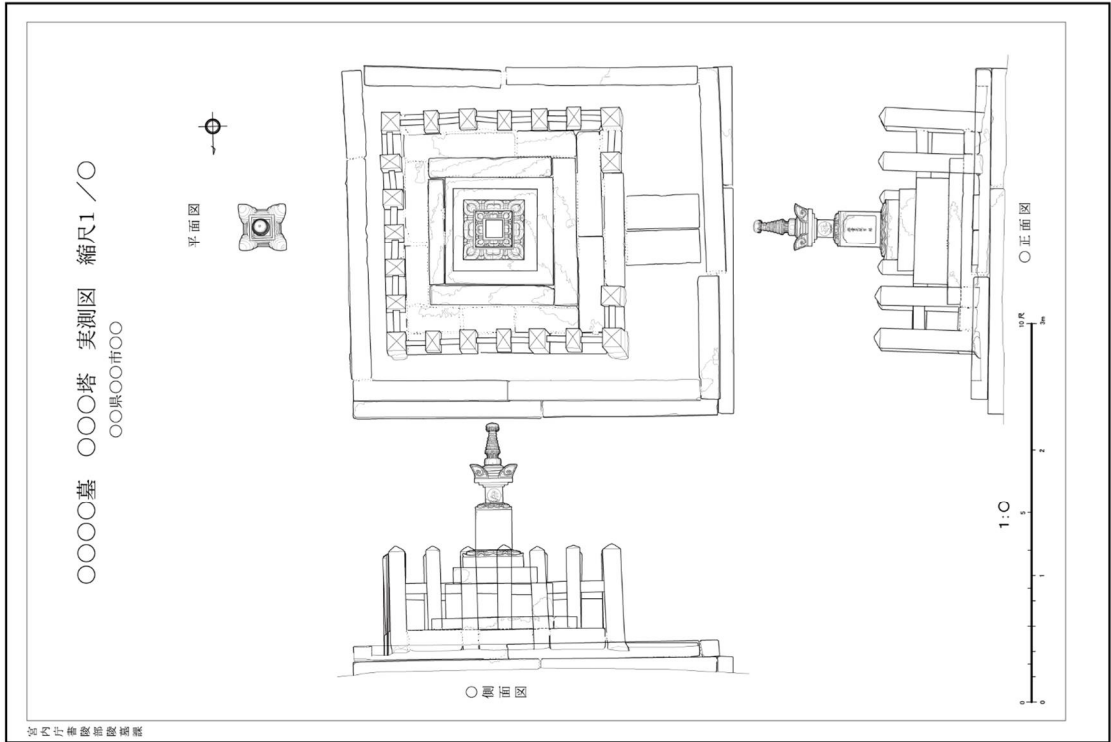


完成原図 正面図

成果品見本 2

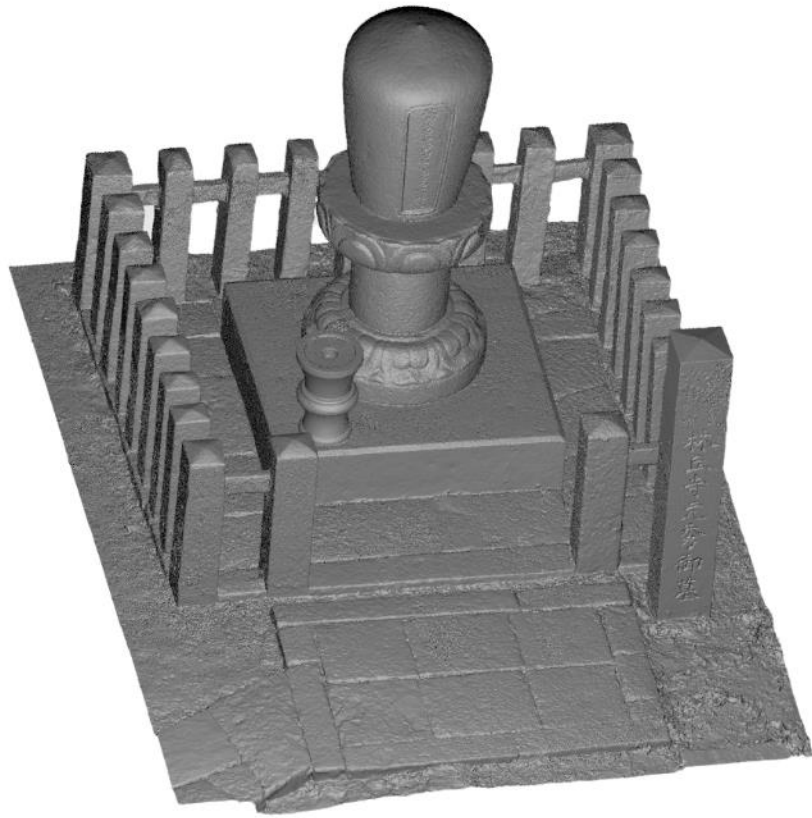


完成原図 側面図



縮小原図

成果品見本 3



3D モデル 石塔全体（テクスチャなし）



3D モデル 細密彫刻箇所

石塔写真測量共通仕様書

令和7年5月全面改定

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 この仕様書は、宮内庁（以下「甲」という。）が発注する石塔の写真測量について、その作業方法等を定めることにより、その規格の標準化を図るとともに、それに必要な精度を確保することを目的とする。
- 2 石塔の写真測量とは、五輪塔、宝篋印塔、無縫塔、宝塔等の石塔を、デジタルカメラで撮影した地上写真を用いて測量し、陵墓の管理・調査業務及び学術上の利用に堪えうる平面図及び立面図を作成する作業をいう。

(準拠する法令等)

- 第2条 請負業者（以下「乙」という。）は、本作業の実施に当たって、測量法等の関係法規によるほか、本仕様書及び特記仕様書によること。
- 2 本仕様書及び特記仕様書に示していない事項、及び疑義が生じた場合は、その都度、甲又は甲の監督員（以下「監督員」という。）と協議して、その指示を受けること。

(作業計画等)

- 第3条 乙は、契約締結後、速やかに作業計画を作成し、作業計画書、主任技師届、着手届等、甲の指定する書類を提出すること。

(技術者)

- 第4条 本作業における各工程の技術担当者は、次に掲げる技術者の資格等に該当する者であること。

(1) 主任技師

測量士で、業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。

(2) 技師

測量士で、測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。

(3) 技師補

測量士又は測量士補で、測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。

(4) 撮影士

測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務を担当する者で、次のア又はイに該当する者

ア 測量士又は測量士補

イ 日本測量協会認定の写真撮影専門技術の資格を有する者

(作業時の遵守事項)

第6条 乙は、作業実施に当たって次の各号を遵守すること。

- (1) 撮影対象である石塔をはじめ、その他の石塔や燈籠、石柵等、陵墓地内外に所在する器物を損傷することのないよう十分注意すること。
- (2) 地中に影響を与えない作業方法を採用すること。
- (3) 現地での作業は、あらかじめ石塔所在陵墓地を管理する陵墓監区事務所と日程、人員等をよく調整した上で行うこと。
- (4) 現地での作業に際しては、現地の管理を担当する陵墓職員（以下「陵墓職員」という。）とよく相談し、地元自治体、隣接地所有者、近隣住民、隣接墓地参拝者、陵墓参拝者等との間に問題が生じないように努めること。
- (5) 石塔に付着したコケ類及び地衣類は除去すること。
- (6) 作業の支障となる樹木の伐採整枝、草刈り等は、陵墓職員の指示を受けた上で、乙が行うこと。
- (7) 樹木の伐採及び草本類の刈取りを行う場合は、地際で行うこと。
- (8) 作業に伴い、万一石塔、陵墓地、隣接地等に損傷を与えた場合は、速やかに原因、経過及び被害の状況を甲に報告すること。復旧は、甲の指示後に乙の負担で行うこと。
- (9) 本作業により知り得たことについて、甲の許可なく自己の他の用に供しないこと。また、甲の許可なく他者に教示したり、利用させたりしないこと。
- (10) 陵墓地内での火気の使用は、陵墓職員の指定する場所に限ること。

(石塔付属物品)

- 第7条 石塔に囲障類、鳥居、燈籠、石標、香炉、花立等の物品が付属している場合は、監督員が指示するもののみを測量及び図化対象とすること。ただし、図化は外形線（輪郭線、稜線及び谷線）の描出のみを行い、等高線は描出しないこと。
- 2 前項の物品の内、移動可能であり、かつ測量及び図化対象としないものについては、撮影等の作業を行う際に、陵墓職員の指示する場所へ移動させること。

(代替的方法による測量及び図化)

- 第8条 石塔周辺に灌木等の障害物が存在する等の理由から、測量用写真の撮影が困難である場合は、乙は監督員と協議した上で、手測等の代替的方法によって、石塔の一部又は全部を測量及び図化すること。
- 2 写真測量以外の代替的方法で石塔の一部又は全部を測量及び図化した場合は、用いた測量及び図化の代替的方法並びにその方法を用いて測量及び図化した箇所を、測量計算簿等に明記すること。

(貸与資料)

第9条 乙は甲より、参考資料として過去の写真測量事業における成果品を借り受け

ることができる。

2 乙が甲より借り受けた参考資料は、成果品納入時に返却すること。

(疑義)

第 10 条 本仕様書及び特記仕様書に示していない事項や、疑義が生じた場合などは、その都度監督員と協議し、その指示を受けること。

第 2 章 現況写真の撮影

(要旨)

第 11 条 現況写真の撮影とは、測量に用いる写真とは別に、測量の対象となる石塔の現況を撮影し、記録する作業をいう。

(清掃)

第 12 条 現況写真の撮影に当たり、乙は石塔及び周辺の清掃を行うこと。

(撮影方向)

第 13 条 現況写真は、石塔の正面及び左右いずれかの側方斜めから水平に視準して撮影すること。

(カメラ)

第 14 条 現況写真は、撮像素子が APS-C 以上のデジタルカメラを使用し、最大サイズで撮影すること。

第 3 章 標定点及び検証点の設置

(要旨)

第 15 条 標定点及び検証点の設置とは、3D モデルに頂点座標を付与するために設置された測量標であって、位置に関する数値的な成果を有するもの(以下「標定点」という。)及び精度検証のために設置された測量標であって、位置に関する数値的な成果を有するもの(以下「検証点」という。)を設置する作業をいう。

(使用する機器等)

第 16 条 定点及び検証点の設置に使用する機械・器材は、日本測量協会測量技術センター等の検定に合格したものであること。

(標定点及び検証点の設置)

第 17 条 標定点及び検証点は、石塔の基準投影面を定めた後、これに平行・直交する座標軸に基づいて設置すること。

2 標定点及び検証点は、原則として局地座標系とすること。ただし、垂直位置につ

いては監督員が指定する陵墓地の境界標識を基準とすること。

3 標定点及び検証点は、どの方向からも1点以上視認できるように、石塔の全周に複数設置すること。

4 検証点は、標定点とは別に設置すること。

(標定点及び検証点の精度)

第18条 標定点及び検証点の位置精度は、X、Y、Z、3方向とも標準偏差2mm以内とすること。

第4章 測量用写真の撮影

(要旨)

第19条 測量用写真の撮影とは、石塔の写真測量に用いる地上写真を、デジタルカメラを用いて撮影する作業をいう。

(作業計画)

第20条 乙は、撮影に当たって、事前に対象地区の地理条件等を観察し、撮影日時、撮影方向、撮影手順、カメラステーション、使用カメラ等の計画を作成し、甲の承認を得ること。

(安全対策)

第21条 撮影に当たっては、事前に撮影地における高圧線、電柱、建物、樹木、隣接石塔、石柵等の工作物、地形等の状況を十分に調査し、撮影作業実施時に必要な安全を確保するための対策を講じること。

(カメラ)

第22条 測量用写真の撮影には、次の各号の性能を有するデジタルカメラを使用すること。

- (1) マニュアル操作で焦点距離を固定できる。
- (2) 画素数が2000万画素以上の正方格子状のCCD又はCMOSセンサー(固体撮像素子)を有する。
- (3) 1画素の寸法がマニュアルに記載されているか、固体撮像素子の受光面積と画素数から1画素の寸法が算出できる。
- (4) 焦点距離が28mmから80mmまでの値を有する。
- (5) 十分な記憶容量を有するデジタル画像記録媒体を有する。
- (6) カメラキャリブレーションを実施している。ただし、日本測量協会が実施するカメラキャリブレーションの証明書を得たカメラは、証明書が保証するパラメータをもってカメラキャリブレーションに代えることができる。

(カメラステーション)

第 23 条 カメラステーションは、鋼製枠組足場、単管足場、ローリングタワー、トラッククレーン、ブームスタンド、リフトセンサー、カメラ三脚等、必要な撮影機材を安全かつ正確に撮影位置に保持できる能力を有するもので、石塔の状況及び測量の内容に応じた適正な大きさのものを使用すること。

2 カメラステーションは、十分に安定を保持して使用すること。

(撮影)

第 24 条 撮影に当たっては、明瞭な写真を撮影するために細心の注意のもとに実施すること。

2 撮影は、石塔の全周に対して行うこと。

3 隣接写真間に空隙・死角のないように、80%以上重複して撮影すること。

4 石塔に銘文などの細密な彫刻がある場合は、甲が特に指示する箇所に限り、全体の測量用写真とは別に、細密なメッシュモデルの作成に堪えうる測量用写真を撮影すること。

(写真データの点検)

第 25 条 撮影した写真データの点検は、ピント不良、カメラぶれ、露光不足等注意到意して行うこと。

第 5 章 3D モデルの作成

(要旨)

第 26 条 3D モデルの作成とは、撮影した測量用写真より石塔のメッシュモデル及びそれに付随するテクスチャを作成する作業をいう。

(ソフトウェア)

第 27 条 3D モデルの作成に使用するソフトウェアは、次に掲げるもの又はそれと同等以上の性能を有するものであること。

RealityCapture (Epic Games 社)、Metashape Professional (Agisoft 社)

(メッシュモデルの作成)

第 28 条 ソフトウェアによる自動の穴埋め処理は行わないこと。

2 メッシュモデルの各頂点には、基準点の設置で用いた局地座標系に基づく三次元座標を与えること。

3 甲が指定する細密彫刻箇所については、第 24 条 4 で撮影した測量用写真を用いて、全体のメッシュモデルとは別に、細部の図化に堪えうるメッシュモデルを作成すること。

(テクスチャ)

第 29 条 テクスチャは、測量用写真の色情報に基づき作成すること。

(3Dモデルの点検)

第30条 3Dモデルの点検は、形状の歪み、ノイズ、穴あき等に注意して行うこと。

- 2 乙は、点検後、直ちに監督員に成果品の適否を報告しなければならない。不備が判明した場合は、監督員と協議の上、速やかに再撮影等の措置を講じること。

第7章 図 化

(要旨)

第31条 図化とは、石塔の平面図、正面図及び指定側面図を作成する作業をいう。

(描画)

第32条 描画は、第5章で作成したメッシュモデルに基づく平面、正面及び指定側面のオルソ画像を用いて行うこと。

- 2 平面、正面及び側面の描画は、外形線のほかは等高線描出を原則とし、形状には特に注意すること。
- 3 平面においては、死角となる反花等の彫刻や、上部の部材で隠れる下部部材も図化すること。
- 4 正面及び側面においては基準面の断面エレベーションも図化すること。
- 5 描画線号(線の太さ)は、用途に応じて次に示すとおり差を設けること。
輪郭線 > 非破損箇所の稜線 > 非破損箇所の谷線 > 破損箇所の稜線 > 破損箇所の谷線 > 等高線
- 6 等高線の間隔は、次に示すものを標準とする。

図化素図・完成原図の縮尺	1/10	1/8	1/6	1/5	1/4	1/2
等高線の間隔 (cm)	2	1	1	0.5	0.2	0.1

- 7 等高線は、監督員が特に指示する部分に限り、線の追加、省略又は描画線号の変更を行うことができる。

(検査)

第33条 乙は図化素図作成後、速やかに監督員にその電子データ及びそれを普通紙に出力したものを提出し、検査を受けること。

- 2 乙は検査における監督員の指示に基づき、完成原図を作成すること。

(縮小原図の作成)

第34条 乙は完成原図とともに、完成原図を縮小し小型の判型の描画領域に展開図状に配置したもの(以下「縮小原図」という。)を作成すること。

- 2 縮小原図の縮尺は、監督員と協議して定めること。

（判型、図画割及び整飾）

第 35 条 完成原図及び縮小原図の判型は、特記仕様書又は監督員の指示によること。

2 完成原図及び縮小原図の図画割は、監督員と協議して定めること。

3 完成原図及び縮小原図には、整飾として次の各号を表示すること。

（1）標題（図名）、図画割図及び番号

（2）図郭線

（3）甲及び乙の名称

（4）撮影及び図化の諸元

（5）縮尺及び方位（磁北）

（6）バースケール

（画層の管理）

第 36 条 完成原図及び縮小原図の電子データの画層（レイヤ）は、データの再利用性を考慮し、適切に管理すること。

2 外形線、等高線及び整飾は、それぞれ異なる画層に含めること。

3 石塔付属物品を図化する場合は、各物品の図を石塔本体とは異なる画層に含めること。

4 各画層には、それぞれに含まれる内容を区別できるように、適切な名称を付けること。

第 8 章 成果品の納入

（成果品の種類等）

第 37 条 成果品の種類、保存形式、保存媒体等は、特記仕様書又は監督員の指示によること。